

月形町まちづくり推進会議条例

(設置)

第1条 地域づくりに関する課題を認識するとともに、地域づくりに対する町民と行政の協働作業が重要である。このため、議論の場、合意形成の場として月形町まちづくり推進会議（以下「まちづくり会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 まちづくり会議は町長の諮問に応じてまちづくりの推進に必要な事項を審議し、又は意見を具申するものとする。

- (1) 合併協議に向けた町の基本方針と取り組みに関すること。
- (2) 行財政改革及びまちづくり推計に関すること。
- (3) その他まちづくりに関すること。

(組織)

第3条 まちづくり会議は、委員50人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係行政委員会の委員
- (2) 識見者
- (3) 一般公募による町民

3 委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 まちづくり会議に会長及び副会長2名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、まちづくり会議を代表し総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 まちづくり会議の運営は、次のとおりとする。

- (1) 会議は、会長が必要に応じて招集する。
- (2) 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

(3) 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(4) 会長は会議の議長となる。

(部会)

第6条 まちづくり会議には、必要に応じ部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 まちづくり会議の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、まちづくり会議に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。